

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市左京区鞍馬本町地内			
路線名又は河川名等	路線名又は河川名等			
工事名	(主) 京都広河原美山線 (鞍馬北工区) 道路改良 (その16) 工事			
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課(所)名	道路建設課	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

工事概要

工事延長				m	77
道路土工	m3	510	法面工	m2	142
構造物撤去工	式	1	舗装工	m2	165
仮設工	式	1			

施工理由

本工事は、(主)京都広河原美山線(鞍馬北工区)において、幅員狭小や線形不良に伴う離合困難箇所の解消を目的とし、道路拡幅による道路改良を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年3月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年3月	
基 準 適 用 年 月	2025年3月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地以外	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）-2	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）-2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
道路土工	残土処理工	残土等処分			m3	2,000	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	殻処分	殻種別:石材		m3	9,100	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	処分費	廃路盤材		m3	4,960	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	処分費	廃プラスチック類		kg	35	処分費	
共通仮設費	準備費	樹木伐採 (幹周26cm未満)			本	4,870	材工共	
共通仮設費	準備費	樹木伐採 (幹周26cm以上51cm未満)			本	10,680	材工共	
共通仮設費	準備費	樹木伐採 (幹周51cm以上76cm未満)			本	20,850	材工共	
共通仮設費	準備費	樹木伐採 (幹周76cm以上101cm未満)			本	32,330	材工共	
共通仮設費	準備費	樹木伐採 (幹周101cm以上126cm未満)			本	51,800	材工共	
共通仮設費	準備費	樹木伐採 (幹周126cm以上151cm未満)			本	73,570	材工共	
共通仮設費	準備費	樹木伐採 (幹周151cm以上176cm未満)			本	109,100	材工共	
共通仮設費	準備費	根株撤去 (幹周26cm未満)			本	9,446	材工共	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
共通仮設費	準備費	根株撤去 (幹周26cm以上51cm未満)			本	20,990	材工共	
共通仮設費	準備費	根株撤去 (幹周51cm以上76cm未満)			本	24,440	材工共	
共通仮設費	準備費	根株撤去 (幹周76cm以上101cm未満)			本	49,800	材工共	
共通仮設費	準備費	根株撤去 (幹周101cm以上126cm未満)			本	80,930	材工共	
共通仮設費	準備費	根株撤去 (幹周126cm以上151cm未満)			本	123,600	材工共	
共通仮設費	準備費	根株撤去 (幹周151cm以上176cm未満)			本	144,400	材工共	
共通仮設費	技術管理費	土質等試験費	環境基準28項目		回	206,100	調査費	管理費区分9

設計内訳書 (本01)

工事名	(主) 京都広河原美山線 (鞍馬北工区) 道路改良 (その16) 工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂,施工方法:片切掘削	m3	510				
積込(ルース)	土質:土砂,作業内容:土量50,000m3未満	m3	510				
路床盛土工		式	1				
路床盛土	施工幅員:2.5m未満	m3	40				(概)
法面整形工		式	1				
法面整形(切土部)	現場制約:無し,土質:液質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	370				(概)
法面整形(盛土部)	法面締固め:有り,現場制約:無し	m2	20				(概)
残土処理工		式	1				
土砂等運搬	バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3),土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	580				
残土等処分		m3	580				

設計内訳書 (本01)

工事名	(主) 京都広河原美山線 (鞍馬北工区) 道路改良 (その16) 工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土質等試験費の試料採取		箇所	5				(概)
土質等試験費の試料持込	16.8km	試料	1				(概)
法面工		式	1				
植生工		式	1				
種子散布	種子規格:草本類, 肥料:有り, 施工規模:100m2以上 250m2未満	m2	200				
法枠工		式	1				
吹付枠	法枠規格:2000×2000, 中詰材種類:植生基材	m2	142				
鉄筋挿入工		式	1				
鉄筋挿入	鉄筋規格:D19, 削孔長:2.1m, 現場条件:II 削孔に 要する重機の搬入困難, 施工規模:100m以上200m未 満	m	29				
鉄筋挿入	鉄筋規格:D19, 削孔長:4.1m, 現場条件:II 削孔に 要する重機の搬入困難, 施工規模:100m以上200m未 満	m	103				
削孔機械の上下移動		回	3				
足場(鉄筋挿入) (参考数量)		空m3	290				
構造物撤去工		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	(主) 京都広河原美山線 (鞍馬北工区) 道路改良 (その16) 工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
防護柵撤去工		式	1				
防護柵撤去 (カートレール)	Gr-C-4E	m	51				(概)
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し (石積)	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工, 低騒音・低振動対策不要	m3	35				(概)
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cm以下	m	71				(概)
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cm以下, 騒音振動対策不要	m2	50				(概)
舗装版破碎	舗装版種別:コンクリート舗装版, 舗装版厚:10cm以下, 騒音振動対策不要	m2	120				(概)
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻発生作業:コンクリート(無筋)構造物とりこわし, 殻種別:石材	m3	35				(概)
殻運搬	殻発生作業:舗装版破碎, 殻種別:アスファルト殻	m3	7				(概)
殻運搬	殻発生作業:舗装版破碎, 殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	18				(概)
殻運搬	殻発生作業:コンクリート(無筋)構造物とりこわし, 殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	6				(概)
廃路盤材運搬	機械積込	m3	5				(概)

設計内訳書 (本01)

工事名	(主) 京都広河原美山線 (鞍馬北工区) 道路改良 (その16) 工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
廃プラスチック運搬	人力積込含む	kg	164				(概)
殻処分	殻種別:石材	m3	35				
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	7				
殻処分 (舗装版破碎)	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	18				
殻処分 (構造物取壊し)	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	6				
処分費	廃路盤材	m3	5				
処分費	廃プラスチック類	kg	164				
現場発生品運搬	トラック機種:クレーン装置付2t級,吊能力2.9t,片道運搬距離:23.5km以下,積込・荷卸含む	t	0.82				(概)
スクラップ控除	ヘビ- H3	t	-0.82				
舗装工		式	1				
アスファルト舗装工		式	1				
不陸整正	補足材無し	m2	116				(概)
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生クラッシュラン RC-30,仕上り厚:50mm	m2	50				(概)

設計内訳書 (本01)

工事名	(主) 京都広河原美山線 (鞍馬北工区) 道路改良 (その16) 工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
表層(車道・路肩部)	材料規格:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	165				(概)
区画線工		式	1				
区画線工		式	1				
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:実線 15cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	m	70				(概)
仮設工		式	1				
工事用道路工		式	1				
路体(築堤)盛土	施工幅員:2.5m未満, 土材料:盛土用良質土含む	m3	30				(概)
路床盛土	施工幅員:2.5m未満, 土材料:盛土用良質土含む	m3	20				(概)
掘削	土砂, 上記以外(小規模), 小規模(標準)	m3	50				(概)
仮設舗装	下層路盤, 仕上り厚:100mm, RC-30, 表層, 舗装厚:50mm, 再生粗粒度アスコン(20), 平均幅員:1.4m未満	m2	48				(概)
舗装版破砕	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:5cm, 騒音振動対策不要	m2	48				(概)
土のう	製作・設置・撤去, 耐候性大型土のう規格:H=1.1m, W=1.1m, 購入土(盛土用良質土)	袋	82				(概)
土のう	製作・設置, 耐候性大型土のう規格:H=1.1m, W=1.1m, 流用土	袋	27				(概)

設計内訳書 (本01)

工事名	(主) 京都広河原美山線 (鞍馬北工区) 道路改良 (その16) 工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
防護施設工		式	1				
床掘り (参考数量)	土質:土砂,上記以外(小規模)	m3	40				(概)
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂,土質:現場発生土,上記以外(小規模)	m3	40				(概)
切土及び発破防護柵	補助工法の有無:無し	m2	170				(概)
基礎コンクリート	小型構造物,人力打設,18-8-40(高炉),一般養生	m3	6				(概)
基礎コンクリート型枠 (参考数量)	一般型枠,小型構造物	m2	41				(概)
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工,低騒音・低振動対策不要	m3	6				(概)
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	109				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 33.9%以内		式	1				(概)を参照

設計内訳書 (本01)

工事名	(主) 京都広河原美山線 (鞍馬北工区) 道路改良 (その16) 工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
仮設材運搬費	片道運搬距離:16.8km, 製品長区分:12m以内, 運搬割増無し, 積込み取卸し(往復分)	t	13				
準備費		式	1				
樹木伐採 (幹周26cm未満)		本	1				
樹木伐採 (幹周26cm以上51cm未満)		本	2				
樹木伐採 (幹周51cm以上76cm未満)		本	6				
樹木伐採 (幹周76cm以上101cm未満)		本	8				
樹木伐採 (幹周101cm以上126cm未満)		本	12				
樹木伐採 (幹周126cm以上151cm未満)		本	5				
樹木伐採 (幹周151cm以上176cm未満)		本	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	(主) 京都広河原美山線 (鞍馬北工区) 道路改良 (その16) 工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
根株撤去 (幹周26cm未満)		本	1				
根株撤去 (幹周26cm以上51cm未満)		本	2				
根株撤去 (幹周51cm以上76cm未満)		本	6				
根株撤去 (幹周76cm以上101cm未満)		本	8				
根株撤去 (幹周101cm以上126cm未満)		本	12				
根株撤去 (幹周126cm以上151cm未満)		本	5				
根株撤去 (幹周151cm以上176cm未満)		本	1				
木くず運搬	幹, 機械積込含む	t	18				
木くず運搬	根, 機械積込含む	t	14				
木くず運搬	枝葉, 機械積込含む	t	5				
処分費	幹	t	18				
処分費	根	t	14				
処分費	枝葉	t	5				

設計内訳書（本01）

工事名	(主) 京都広河原美山線（鞍馬北工区）道路改良（その16）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
技術管理費		式	1				
土質等試験費	環境基準28項目	回	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 (主)京都広河原美山線(鞍馬北工区)道路改良(その16)工事

工事場所 京都市左京区鞍馬本町地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等を留意すること。

- 1 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、実施しようとする工事の内容について正確に把握を行うこと。その上で、設計書・図面を照査し、施工計画書を作成の上、施工数量をまとめて事前に監督職員と協議するものとする。
- 2 地域住民及び通行車両等からの苦情や要望等については、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 3 隣接する地元関係者(官公庁等も含む)との協議、施工区域、施工時間、施工日等に関する事項については、請負者独自で判断してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 4 本工事の引渡し完了までの間、現場代理人は監督職員と常時連絡が取れる体制を取ること。

第5条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所付近	1～2名	交通誘導警備員B 1～2名	昼 間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第6条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
法枠工各種材料	アンカー (D19、D13) 他
鉄筋挿入工各種材料	異形棒鋼ロックボルト (D19 SD345) ナット、ワッシャー、キャップ他

第7条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第8条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
仮設工（防護施設工）		設置完了時の状況（基準高、幅、長さ等）
道路土工		土（岩）質の変化時の状況

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
植生工、法枠工		a. 吹付枠（設置範囲確認、配筋確認、施工完了時、出来形確認） b. 植生基材吹付（吹付厚） c. 各種配合確認 d. 出来高確認
鉄筋挿入工		a. 削孔深さ、配置誤差、削孔角度 b. サイクル確認（削孔角度、削孔長、グラウト注入状況） c. 確認試験時 d. 出来形確認
その他		監督員の指示するもの

第9条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
基準点の確認	工事前、工事後に基準点に相違がないか立会確認をする。
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、現地で監督職員と立会い、その位置や形状等を確認すること。

4 建設副産物に関する事項

第10条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （無筋） （舗装版破碎）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1	設計運搬距離 L = 46.1km
コンクリート塊 （無筋） （構造物取壊し）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 滋賀県大津市和邇中宇口射矢坪666番1	設計運搬距離 L = 19.7km
アスファルト塊 （掘削）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市左京区静市野中町395-1	設計運搬距離 L = 6.6km
石材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 滋賀県大津市伊香立途中町字西山865	設計運搬距離 L = 13.4km
建設発生木材 （根）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45	設計運搬距離 L = 28.1km 設計単位体積重量 $\gamma = 0.55\text{t/m}^3$
建設発生木材 （幹）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45	設計運搬距離 L = 28.1km 設計単位体積重量 $\gamma = 0.55\text{t/m}^3$
建設発生木材 （枝葉）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45	設計運搬距離 L = 28.1km 設計単位体積重量 $\gamma = 0.55\text{t/m}^3$

廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町 102	設計運搬距離 L = 26.3km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 78	設計運搬距離 L = 28.2km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土	(指定地処分) 有限会社京北みどり園 京都市右京区京北西町ケ谷 22 番地	設計運搬距離 L = 38.7 km

建設発生土の搬出開始前に土壤環境基準（環告第 4 6 号）溶出試験 2 8 項目の土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壤分析結果証明書（計量法第 1 2 2 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の

対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 伐採樹木の根株等の控除

本工事では、伐採樹木の根株撤去を行う。

変更設計時に、根株等の重量を体積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

6 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH3)	京都市南区上鳥羽鉾立町4	設計運搬距離 L = 22.2km

第11条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和4年6月17日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

体 方 法	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第12条（工事書類の提出）

- 1 請負者は、工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出するものとする。
- 2 出来形数量は、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って算出し、「土木工事施工管理基準及び規格値」の規定に基づき関係書類を提出しなければならない。また、設計変更の対象となる工種がある場合は、原則として、出来形図書を工期の1.5カ月前までに提出すること。
工程の影響により、資料の提出が遅れる場合は、その旨を監督職員に報告し、提出期限及び資料内容は監督職員の指示に従うこと。
- 3 本工事の完成図（出来形図）については、正確詳細に作成すること。
- 4 完成図は、出来形測量に基づく設計値を表示するものとする。ただし、実測寸法が土木工事施工管理基準及び規格値の範囲内であれば設計寸法を記入し、範囲外の場合は実測寸法を記入するものとする。
また、図面についてはCADによる製図とし、その他データと併せて電子媒体及び紙媒体により提出するものとする。なお、提出に際しては必ずウイルスチェックを行うこととする。
- 5 本工事における完成検査に必要な書類は、工期末の2週間前までに提出すること。

第13条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第14条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第15条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第16条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。

第17条（工事測量の実施）

- 1 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中多角点の設置及び用地境界断等の確認をすること。また、官民境界及び民地境界については民地側等の工事により消失しない箇所に控えを取り、写真を撮影し記録を残しておくこと。また、施工に際しては十分注意し、境界プレートの再現は監督職員の確認を得ること。
- 2 構造物完成後、点検測量を行い、その成果を監督職員に提出し、検査を受けること。
- 3 工事期間中は測量士または同等以上の技術を有する者を配置し、中心杭、用地境界杭、丁張及び地下埋中心杭等の保守点検に努めなければならない。中心杭及び用地境界杭等の測量費は共通仮設費（率分計上）に含まれている。

なお、測量作業で民地内に入る場合及び民地内に控杭等を設置する場合は、土地所有者に前もって承諾を得ること。

第18条（その他）

現場開放時の安全対策については、事前に監督職員と協議すること。

位置図

